

炉辺談話(411)

1906年制定シカゴ・クラブ細則の解説

1906年1月採択

細則

第1条 例会

例会を休会する7月、8月を除いて、半月ごとに例会を開催する。

例会は毎週開催するものと考えている人も多いと思いますが、1922年に国際的に統一された標準ロータリークラブ定款が定められて、毎週1回の例会開催が義務づけられるまでは、半月ごとに例会を開催するクラブが多かった模様です。なお7月、8月は暑いので夏休みとして休会にしたようです。

第2条 定足数

瑕疵なき会員の過半数を以って、会務処理に際する定足数とする。

第3条 委任状

委任状は認めないものとする。

第4条 会費

本会の会費は無料とする。但し、経費は細則第5条に基づいて課された罰金、全体の会員に課した賦課金もしくは任意の例会における出席者の3/4以上の投票によって決定する。

第5条 罰金

クラブ例会に出席しなかった者は50セントの罰金を課し、その罰金は一般経費に充当されるものとする。会長の指示がある場合を除いて、いかなる理由があろうとも、その罰金を減額したり免除したりすることはできない。

会費は無料でしたが、欠席者から1回50セントの罰金を取って、諸経費を賄いました。
なお慈善事業などで費用を集める必要が生じた場合は、その都度、例会で動議を提案して、出席者の3/4以上の投票によって決定した模様です。なおニコニコ箱は日本独特の制度で、外国にはこれに類するものはありません。

第6条 採決の方法

本会のすべての議事は、役員を投票によって選挙する場合を除いて、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 会員委員会

瑕疵なき3名の会員からなる会員常任委員会を設置するものとする。適切な候補者を選んでクラブに推薦書を提出することを以ってこの委員会の任務とする。

現在の会員増強委員会の役割です。

第8条 エンターテインメント委員会

会長は就任後直ちに、3名の会員からなるエンターテインメント委員会を設置するものとする。この委員会の委員は後継者が任命されまでの1年間務めるものとする。

現在の親睦活動委員会の役割です。初期のクラブ例会は親睦を深める行事が中心であったため、この委員会の存在は重要なものだったと思われます。

第9条

別に定めのない場合、すべての委員は会長によって任命されるものとする。

第10条 機密保持

会員の申し出があった場合を除いて、例会におけるすべての方針、規則、細則、および商取引は、厳密に機密を保持するものとする。要望を申し出る人がいるかも知れないが、相互扶助は非常に重要なことである。ただし例会開催時間中にその人にアドバイスを与えることを除く。

クラブ創立の大きな目的が会員同士の物質的相互扶助であったため、会員各自の事業の内容が部外者に漏れないように、機密保持を徹底したものと考えられます。

第 11 条 議事の順序

1. 開会宣言
 2. 点呼
 3. 前回の議事録発表
 4. 役員報告
 5. 常任委員会およびその他の委員会報告
 6. 審議未了議事
 7. 新規議事
 8. 閉会
-

第 12 条

本細則は定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 2/3 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は、当該例会の少なくとも 1 週間前に各会員に郵送されていなければならない。

H.L.ラグルズ社出版 モンロス街 142

この定款・細則がハリー・ラグルスの印刷会社で作成されたことが分かります。

2009.7.18